

保護者様

富士宮市教育委員会  
(教育部・学校教育課)  
富士宮市立大宮小学校  
校長水村 裕子

### 新型コロナウイルス感染防止に係る今後の学校の対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。さて、学校では、今後も必要な感染症予防を講じながら、学習活動を可能な限り実施していきます。

つきましては、今後の確認事項を下記のとおりまとめました。引き続き、子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、これらの対応については、感染状況に応じて、改めて検討する予定であります。変更がある場合は、再度、連絡することになりますので、御承諾くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 感染症予防対策について

- ・オミクロン株等の変異コロナウイルスについては、感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、危機意識の継続及び密を避ける、マスクを着用する、手洗いを適宜行うなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・感染状況により、不要不急の外出は避ける。
- ・登校する前にお子様の検温と健康観察を確実に実施する。加えて、同居家族の健康状態についても確認する。お子様の検温・健康観察の結果と同居家族の健康状態について、「リーバー（各学校で採用しているシステム）」で、学校に連絡する。
- ・お子様又は同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。）については、登校しない。

##### 2 出席停止の扱いについて

- ・お子様又は同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、**出席停止**とする。
- ・感染が心配で登校させたくない場合、学校に相談の上、登校すべきではないと学校が判断した場合については、出席停止とすることができる。

##### 3 児童生徒等に感染者、濃厚接触者が確認された場合の対応について

- ・「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー R3.9.3版」に基づき対応する。

##### 4 PCR検査等を受けた際の連絡について

- ・平日、児童生徒、同居家族がPCR検査等を実施した場合、及び感染者、濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡する。
- ・夜間（各小中学校 留守番電話対応時間）・休日（土・日・祝日・年末年始）の場合は、市役所当直室（22-1111）へ連絡する。

## 新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー

富士宮市教育委員会 R3.9.3版

◎このフロー図は、文部科学省・静岡県教育委員会の対応及び保健所の見解を参考としています。

児童生徒及び御家族が、PCR検査等を実施した場合及び濃厚接触者に特定された場合、速やかに学校に報告してください。

○在籍校は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、臨時休業

・在籍校は、感染状況を調査・消毒、必要に応じて下校

・以下を基準に、臨時休業を検討

・同一学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合

2 感染が1名であっても、周囲に未診断の重病等の症状を有する者が複数いる場合

3 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接觸者が存在する場合

4 その他、必要と判断した場合

複数の学級を隔離するなど、半年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校全体の 感染の学年を隔離するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

・該当児童生徒及び教職員は、入院又は自宅待機

・濃厚接觸者の可能性がある児童生徒及び教職員は、自宅待機

○同居の兄弟姉妹は、自宅待機

○在籍校は、通常授業

・該当児童生徒及び教職員は、自宅待機

(※1) 安全性に配慮し、家族に感染の疑われる症状が出た段階で、児童生徒の出席を停止します。

(※2) 濃厚接觸者多数により、多くの児童生徒（原則、全児童生徒数の30%）が登校できない場合等、保健所や医療機関と協議して判断します。

① 児童生徒の感染が判明した場合

② 教職員等の感染が判明した場合

③ 児童生徒及び教職員の 同居家族等の感染が判明した場合 (※1)

④ 児童生徒及び教職員が 関係する施設やクラブ活動等で感染が判明した場合

⑤ 児童生徒及び教職員の 同居家族が濃厚接觸者に特定された場合

⑥ 児童生徒及び教職員が 濃厚接觸者に特定される場合

○臨時休業の期間 (①②③④)

・消毒や清掃と相談し、安全が確認されるまで。

○出席停止の期間 (①②③④)

・児童生徒及び教職員が感染した場合

・保健所や医療機関の指示による。

○児童生徒及び教職員が濃厚接觸者に特 定された場合

・感染者と最も密接した翌日から起算して2週間、保健所や医療機

・医療機関の指示による。

○出席停止の期間 (⑤)

・児童生徒及び教職員が濃厚接觸者に特 定されなかつた場合

・同居家族の陰性が確認されるまで。

○出席停止の期間 (⑥)

・濃厚接觸者に特定された場合

・保健所や医療機関の指示による。

・特定されなかつた場合

・特定されないと明確になる日まで。

新型コロナウイルス感染

★児童生徒の新型コロナウイルス感染症に係る入院・自宅待機については、出席停止とする。

★静岡県に「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が発令された場合や富士宮市の感染状況により、上記以外の対応となることもあります。